

軽自動車税の改正について

◆軽自動車税環境性能割の創設

10月1日から自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税の「環境性能割」が創設されます。三輪以上の軽自動車を取得した時に、その軽自動車の燃費基準に応じて課税されます。現行の自動車取得税と同様に、当分の間、県が賦課徴収を行います。また、これまでの軽自動車税の名称が「種別割」に変更されますが、車種の区分、税率は変更されません。

◆軽自動車税環境性能割の税率（乗用車の例）

軽自動車の取得価額に、下の表の税率を乗じた額が課税されます。



車種区分		通常の税率		臨時的軽減後の税率 ※1
		自家用	営業用	自家用
電気自動車・天然ガス自動車 ※2		非課税		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 ※3	令和2年度燃費基準 +10%達成車	非課税		非課税
	令和2年度燃費基準 達成車	1.0%	0.5%	非課税
	平成27年度燃費基準 +10%達成車	2.0%	1.0%	1.0%
上記以外の軽自動車		2.0%	2.0%	1.0%

- ※1 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に限り、税率が1%軽減されています。
 ※2 天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両または平成30年排出ガス規制に適合する車両に限りです。
 ※3 「平成17年排出ガス基準75%低減達成車」または「平成30年排出ガス基準50%低減達成車」に限りです。
 ◎自動車検査証などに「平成32年度燃費基準」と記載されている場合は、「令和2年度燃費基準」と読み替えてください。

問合せ先 税務課 資産税係 ☎492-9133

加古郡リサイクルプラザイベント情報

対象 小学生以上の人（低学年は保護者同伴） ※②は小学4年生以上が対象。
 申込・問合せ先 ☎437-7671（9:00～16:00）

①ガラスの判子作り（サンドブラスト）

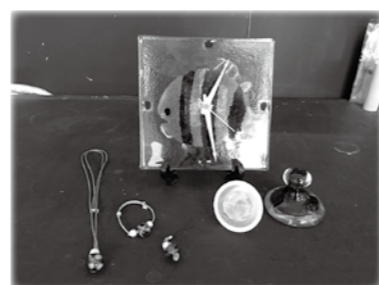
ガラス製の判子に砂を吹き付けて加工します。
 と き 10月5日（土）、6日（日）
 9:30～12:00 / 13:30～16:00
 参加費 300円
 定員 各回8人
 ※カッターナイフを使います。

③ガラスの時計作り

板ガラスの上に色ガラスを使って絵を描きます。
 と き 10月19日（土）、20日（日）
 9:30～12:00 / 13:30～16:00
 参加費 1,500円
 定員 各回8人
 ※作品は後日の引渡しとなります。

②トンボ玉教室

ガラス棒をバーナーで溶かして、トンボ玉を作ります。
 と き 10月12日（土）、27日（日）
 9:30～12:00 / 13:30～16:00
 参加費 500円（2個作ります。）
 定員 各回4人
 ※模様玉及び金具類は、別途実費をいただきます。



住民税非課税者・子育て世帯主を対象に

10月1日から稲美町プレミアム付福祉商品券を販売します！

10月の消費税率引き上げによる負担を緩和するため、住民税非課税者と子育て世帯主に対して、10月1日からプレミアム付福祉商品券を販売します。購入引換券と本人確認書類、購入金額をお持ちのうえ（現金での販売となります）購入してください。

25パーセントも
お得な商品券！



【購入対象者】

①住民税非課税者 ※購入引換券の交付申請が必要です

平成31年度分の住民税（均等割）が課税されていない人
 ※住民税の情報がない人、住民税が課税されている人に扶養されている人、生活保護受給者は除く。
 対象となる可能性のある人には、プレミアム付福祉商品券購入引換券交付申請書をすでに送付していますので、購入を希望する人は申請手続きをお願いします。【申請期限：11月30日（土）※消印有効】
 ●購入引換券を申請した人について、町で要件を審査後、対象となる場合は1カ月以内に購入引換券を送付します。

②子育て世帯主 ※購入引換券の交付申請は不要です

平成28（2016）年4月2日から令和元（2019）年9月30日までに生まれた子どものいる世帯主
 ●購入引換券は9月下旬に送付しています。ただし、令和元（2019）年8月以降に生まれた子どものいる世帯主については、11月に購入引換券を送付する予定です。

【購入金額・方法】

購入対象者	購入金額	購入上限額	購入方法
①住民税非課税者	1セット 4,000円 【5,000円分(500円券10枚)】	住民税非課税対象者1人につき 5セット(25,000円分)まで	購入引換券と本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)、購入金額をお持ちのうえ、購入上限額内で希望額分を購入してください。
②子育て世帯主		対象となる子ども1人につき 5セット(25,000円分)まで	

※購入した商品券の払い戻しはできません。

【販売期間・場所】

期 間	購入時間	販売場所
令和元年10月1日(火)～ 令和元年10月7日(月)	土、日曜日も販売 9:30～16:00	いきがい創造センター協働ルーム
令和元年10月8日(火)～ 令和2年1月31日(金)	平日のみ販売 土、日曜日、祝日、年末年始は販売しません 9:00～17:00	稲美町商工会館

【使用期間】

令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
 ※利用店舗：稲美町プレミアム付福祉商品券の取扱店で利用できます。

プレミアム付福祉商品券は、購入対象者が購入し、取扱店舗で使用するものです。対象者に支給されるものではありませんので、ご注意ください。